

第 2 章

史跡寺家遺跡の概要

第1節 指定に至る経緯

寺家遺跡は、地元では畑地で土器がみられることは知られていましたが、遺跡として把握されてはいませんでした。

昭和53年（1978）に、金沢方面から能登方面へ県域を南北に縦貫する能登有料道路建設に伴う関連工事中に、大量の土器が出土しているのが発見され、遺跡の存在が明らかとなりました。これを受けて、石川県教育委員会による大規模な発掘調査（第1次～第3次調査）が実施されました。この調査により、奈良・平安時代を中心とする、全国的にもまれな古代神社とその祭祀に関連する祭祀遺跡であることが明らかとなりました。新聞報道等では、調査成果が連日伝えられ、「なぎさの正倉院」と紹介されるなど、多くの注目を集めました。この重要性から、遺跡の史跡指定による保存と活用が課題となり、重要遺構の一部は、将来の整備活用を念頭に、建設工事の内容を変更するなどして、現地保存の措置がとられました（第3節（4）で詳述）。

羽咋市教育委員会は、この石川県教育委員会の調査成果を受けて、寺家遺跡を史跡として保存し、将来にわたって活用することとし、遺跡の範囲と性格を確認するための発掘調査を継続的に実施してきました。第4次～第19次におよぶ発掘調査の結果、遺跡の重要性とその範囲が徐々に明らかとなり、とくに古代祭祀遺跡としての顕著な成果のあった主要な範囲を国の史跡として保存・管理する必要があると判断するに至りました。そして、土地の所有者に、史跡指定による保護について説明し理解を求めたところ、その同意が得られました。これにより、平成24年1月24日、文部科学大臣の官報告示により「寺家遺跡」として国の史跡に指定されました。また、この史跡を管理すべき地方公共団体として、羽咋市が管理団体に指定されています。



石川県教委による能登有料道路路線部分の発掘調査（第3次調査1980） ※石川県埋蔵文化財センター提供

第2節 史跡の指定理由

指定名称	寺家遺跡（じけいせき）
指定年月日	平成24年1月24日（『官報』号外第15号 文部科学省告示第4号）
所在地	石川県羽咋市寺家町レ54番ほか99筆等
指定面積	58,207.70 m ²
管理団体	羽咋市（平成25年1月30日『官報』第5975号 文化庁告示第1号）
指定説明	以下に『月刊文化財』（581号 平成24年2月 文化庁）の掲載文を転載

石川県羽咋市寺家遺跡は、能登半島西側付け根付近の日本海沿いを縦走する海岸砂丘上に所在する、古代を中心とした祭祀遺跡である。周辺には、300m北に古代寺院であるシャコデ廃寺跡、800m北西には能登国一宮である気多神社をはじめとする、宗教関係の遺跡が所在している。

本遺跡は昭和53年、能登有料道路建設に伴い発見され、石川県教育委員会により発掘調査が行われた。遺跡の北西側では、焼土遺構や石組炉等の祭祀にかかわる遺構とそれに伴う銅鏡・鉄刀および多数の土器等が、道路敷部分では、竪穴建物および掘立柱建物と数多くの遺物を検出した。建物は8世紀前半が竪穴建物で、8世紀後半には掘立柱建物となる。注目されるのは9世紀後半の大型掘立柱建物を中心とする建物群で、規格性のある配置をとることから、祭祀を管理する施設の可能性が考えられている。また、その南に所在する溝と柵列により区画された掘立柱建物は、神社に関連する遺構とみなされている。出土遺物には海獣葡萄鏡等の銅鏡や垂飾・鍍金銅環・帯金具・銅鉾等の銅製品、鉄鏡・直刀・刀子・馬具・紡錘車・鉄鐸等の鉄製品、勾玉、土馬、斎串、牛馬歯骨、二彩・三彩陶器等がある。さらに墨書土器としては、「大」「宮」「司」「館」「神」「奉」等があり、神祇信仰との関係が示唆される。出土遺物の内容から、行われた祭祀には国家が関与していたと考えられ、祭祀遺構と掘立柱建物の一部は現状保存の措置が図られた。

その後、羽咋市教育委員会は本遺跡の重要性に鑑み、昭和56年度から16次にわたる遺跡の範囲・内容を明らかにする発掘調査を実施し、6世紀から14世紀前半までの遺構・遺物を確認した。以前の調査で焼土遺構を検出した地点の再調査では、8世紀後半の一边2m以上の大型焼土遺構と土坑等を検出した。焼土遺構は粘土で覆われた状態で検出された。被熱の状態から、この場で何回にもわたり燃焼行為が行われたが、若干の炭化物が認められるだけであることから、燃焼行為の後に清掃行為があったと考えられている。また、ほかの地点でも焼土遺構や掘立柱建物等の遺構、そして多量の土器や金属製品等の遺物が能登有料道路の道路敷き周辺の広範囲にわたって良好に遺存していることが明らかとなった。

ところで、能登国には「気多神社」が存在していたことが知られ、『万葉集』においては、越中国司の伴家持が着任後に「気太神宮」に巡行したとの記載がある。また、『続日本紀』では神護景雲二年（768）、気多神に神封二〇戸を加え田二町を奉充するとの記載があるなど畿外においては気比神宮（越前）、鹿島神宮（常陸）、香取神宮（下総）とともに律令国家が重視した神社である。

寺家遺跡は古代を中心とする祭祀遺跡である。焼土遺構をはじめとする祭祀関係遺構は良好に遺存し、それにかかわる掘立柱建物も存在しており、古代における祭祀遺跡の様相が明らかとなった。そして8世紀から9世紀にかけては、遺物の内容から国家が関与していたと考えられ、また、古代の気多神社とかかわりがあった可能性も示唆される。このように、寺家遺跡は古代における神祇信仰の在り方を知ることのできる稀少かつ重要な遺跡である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

【用語解説】

祭祀（さいし）

神への祈りに伴う儀礼のこと。その形態はさまざまで、自然崇拜、祖先・祖霊崇拜、農耕神や航海神などへの崇拜がみられる。古代の律令制度では、宮中祭祀が最も重視された。また、遺跡から発見される、祈りや儀礼の痕跡を祭祀遺構といい、これに使用された祭具・道具等を祭祀遺物という。こうした遺構・遺物が発見される遺跡を祭祀遺跡という。

焼土遺構（しょうどいこう）

たき火等の燃焼行為の痕跡のこと。遺跡の調査では、炭化物などを伴い赤色の土壌として検出される。寺家遺跡では、複数の赤く焼き締まった粘土面が確認されている。そのなかでも大型の焼土遺構は、大規模な燃焼行為を伴う祭祀が行われたと想定される。

海獣葡萄鏡（かいじゅうぶどうきょう）

鏡背面に空想上の生き物である海獣を配し、周囲に葡萄唐草文を廻らせた文様の鏡。中国の唐代に盛んにつくられた。中国製と国産鏡の二種があり、正倉院宝物や法隆寺献納宝物のほか高松塚古墳出土品などに優品がみられる。寺家遺跡では、祭祀に使用されたとみられる、国産の小型海獣葡萄鏡が3点出土している。

墨書土器（ぼくしょどき）

墨で文字などが書かれた土器。奈良時代から平安時代にかけてよく見られ、人名や施設名をはじめ様々な文字等が書かれる。発掘調査では、文字を書くことができる人間が存在したことを示すほか、遺跡の性格を示す資料として貴重な発見となる。

二彩・三彩陶器（にさい・さんさいとうき）

素焼きした白色の器に、黄・緑・透明色の2色以上のうわ薬を塗り、さらに低い温度で焼いて完成させた色彩豊かな国産陶器。唐三彩の影響を受け奈良時代から平安時代に作られた。奈良三彩ともいい、地方では希少な出土資料である。

続日本紀（しよくにほんぎ）

『日本書紀』に次いで作られた歴史書。日本書紀に書かれた国づくり後の歴史について編年体で書かれており、奈良時代の日本の歴史を研究するにあたっての基本文献である。

神封（しんぷ）

古代の神社に寄進された封戸（ふこ）を指し、神戸（かんべ）ともいう。その住民は租税や課役などを神社に納めたり、祝（はふり）などの役職を務めることで神社に奉仕した。

神祇信仰（じんぎしんこう）

神祇とは、天神（てんじん）と地祇（ちぎ）のことをいい、天の神と地の神（国つ神）を指す。これらの神々とこれを祀る神社に対する信仰の総称。

律令国家（りつりょうこっか）

律令制（律は刑法、令は行政法）に基づいて統治を行った古代の中央集権国家。7世紀後半から成立がみられ、8世紀に入り本格的な国家法典として大宝律令が制定され、天皇を中心とする中央集権的な国家機構を通じて土地・人民を統治したが、10世紀ごろには衰退がみられはじめる。

第3節 指定地の状況

（1）指定地の位置と範囲

寺家遺跡は、羽咋市の北西地区にあたる寺家町・柳田町地内に位置します。JR羽咋駅や市街地が集まる市域の中心部からは、北に約2.5kmの距離にあり、遺跡周辺は、埋蔵文化財包蔵地の密集地帯となっています（図2-1、表2-1）。立地する砂丘地での市内遺跡の分布をみると、その多くは、海岸線沿いの西側ではなく、内陸部の東側の砂丘裾部に帯状に連なるように確認されており、寺家遺跡はその北端部に位置します。遺跡は、砂丘地形に沿って北西から南東にかけて帯

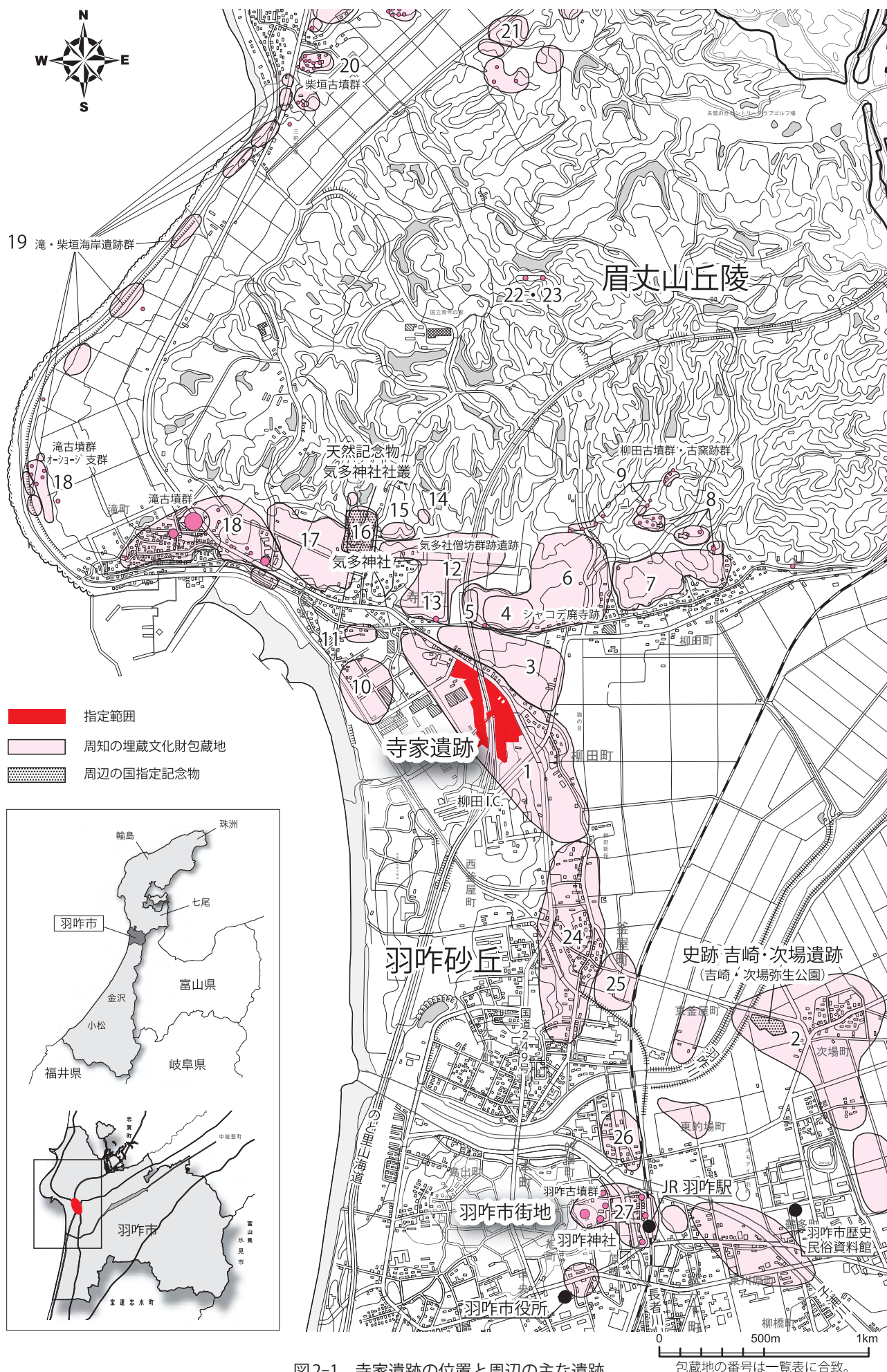


図2-1 寺家遺跡の位置と周辺の主な遺跡

表2-1 寺家遺跡周辺の主な遺跡

No.	遺跡名		通称	出土品	種別	時代
1	寺家遺跡【国指定】		スナダ, シカモ, スナヤマ	縄文土器, 弥生土器, 須恵器, 土師器, 中世陶磁器, 帯金具, 銅鏡, 墨書土器, 瓦, 瓦塔, 鉾滓, 銅製品, 銅鉄製品, 三彩, ガラス製品	その他(祭祀)	縄文, 弥生, 古墳, 古代, 中世
2	吉崎・次場遺跡【国指定】			縄文, 弥生土器, 絵画土器, 土師器, 須恵器, 陶磁器, 小型銅鏡, 炭化米, 鋳型片, ガラス小玉等, 土製品, 石器, 木器, 玉	集落	弥生, 古墳, 古代, 中世
3	柳田猫ノ目遺跡		猫ノ目・カネツキ・オオタ	縄文, 弥生土器, 須恵器, 土師器, 土器, 石器, 木器, 金属製品	散布地	縄文～中世
4	柳田シャコデ廃寺		シャコデ	瓦, 互塔, 土師器, 須恵器	社寺	古代, 中世
5	柳田シャコデ遺跡		シャコデ	須恵器, 土師器	集落	縄文, 古墳, 古代
6	柳田台地遺跡		オテラ, クレデン, テンジク	縄文土器, 須恵器, 土師器, 陶磁器	散布地	縄文～中世
7	柳田うわの遺跡		ウワノ	弥生土器壺, 甕, 高杯, 器台, 石鏃	散布地	弥生, 古代
8	柳田古墳群	柳田宮の山古墳【市指定】	宮の山		古墳	古墳
		柳田山伏山1号墳【市指定】	山伏山	直刀, 刀子, 馬具, 管玉, 玉類, 須恵器	古墳	古墳
		柳田山伏山2号墳	山伏山		古墳	古墳
		柳田うわの1号墳	ウワノ	直刀, 須恵器	古墳	古墳
		柳田うわの2号墳	ウワノ		古墳	古墳
		柳田うわの3号墳	ウワノ		古墳	古墳
		柳田うわの4号墳	ウワノ		古墳	古墳
		柳田うわの5号墳	ウワノ		古墳	古墳
		柳田うわの6号墳	ウワノ		古墳	古墳
		柳田テンジク古墳	テンジク	須恵器, 小札様鉄板, 鉄鏃, 刀子	古墳	古墳
9	柳田古窯跡群	柳田ウワノ1号窯跡	ウワノ	須恵器, 勾玉	古墳	古墳
		柳田ウワノ2号窯跡	ウワノ	須恵器, 鉄滓	窯跡・製鉄	古墳
		柳田五郎兵衛山1号窯跡	ウワノ	須恵器	窯跡	その他(不詳)
		柳田五郎兵衛山1号窯跡	ゴロベ山	須恵器甕, 杯身, 杯蓋, ハソウ, 皿, 平瓶, 円面硯, 甌, 陶馬	窯跡	古墳後期
		柳田五郎兵衛山2号窯跡	ゴロベ山	須恵器	窯跡	古墳後期
		柳田五郎兵衛山3号窯跡	ゴロベ山	須恵器	窯跡	古墳後期
		柳田五郎兵衛山4号窯跡	ゴロベ山	須恵器	窯跡	古墳後期
		柳田アサバタケ1号窯跡	アサバタケ	須恵器	窯跡	古代
		柳田タンワリ1号窯跡	タンワリ	須恵器	窯跡	古墳後期
		柳田テンジク1号窯跡	テンジク	須恵器	窯跡	古墳後期
10	寺家海岸遺跡	柳田テンジク2号窯跡	テンジク	須恵器	窯跡	古墳後期
11	寺家海岸遺跡			弥生土器, 製塩土器	散布地・製塩	弥生, 古代
12	一ノ宮郵便局遺跡			弥生土器, 壺, 甕	散布地	弥生
13	一ノ宮遺跡			弥生土器, 壺, 甕	散布地	弥生
14	気多社僧坊群跡遺跡		チョウエイジ, プタイ, ムカイド, オオバタケ	縄文土器, 石製品, 須恵器, 土師器, 陶磁器, 珠洲焼, 金属製品等	散布地	縄文～中世
15	寺家モスケ古墳		モスケ	須恵器, 金環, ガラス小玉	古墳	古墳後期
16	大楽寺中世墓		ダイラクジ	須恵器, 珠洲焼, 人骨?	中世墓	中世
17	寺家中世墓				中世墓	中世
18	気多1号中世墓				中世墓	中世
19	気多2号中世墓				中世墓	中世
20	一ノ宮遺跡		ワカミヤアト	須恵器, 土師器, 陶磁器, 珠洲, 越前焼, 礎石等	集落	古墳, 古代, 中世, 近世
21	滝古墳群	滝大塚古墳	大塚	円筒, 朝顔型埴輪, 勾玉, 須恵器, 葺石, 石鏃	古墳	古墳
		滝1号墳		円筒埴輪, 須恵器	古墳	古墳
		滝2号墳		円筒埴輪, 須恵器, 石鏃	古墳	古墳
		滝3号墳		須恵器, 直刀2, 鉄鏃, 馬具, 鈴付杏葉, 管玉等	古墳(消滅)	古墳
		滝4号墳		天井石, 須恵器	古墳(消滅)	古墳
		滝5号墳		円筒埴輪, 石材	古墳(消滅)	古墳
		滝6号墳		円筒埴輪, 須恵器	古墳	古墳
		滝7号墳		須恵器	古墳(消滅)	古墳
		滝8号墳			古墳(消滅)	古墳
		滝9号墳			古墳(消滅)	古墳

No.	遺跡名		通称	出土品	種別	時代
18	滝古墳群	滝ゴンニヨモ山古墳	ゴンニヨモヤマ		古墳	古墳
		滝白山神社古墳		土師器, 須恵器	古墳	古墳
		滝ザンサ山古墳	ザンサ	石材	古墳	古墳
		滝オーショージ1号墳	オーショージ(大清水)	須恵器	古墳	古墳
		滝オーショージ2号墳	オーショージ(大清水)	須恵器, 短頸壺, 土師器碗, 朱埴	古墳	古墳
		滝オーショージ3号墳	オーショージ(大清水)	須恵器, ハソウ, 高杯, 碗, 土師器碗	古墳	古墳
		滝オーショージ4号墳	オーショージ(大清水)	須恵器, 高杯, ハソウ, 埴瓶, 横瓶, 杯, 土師器	古墳	古墳
		滝オーショージ5号墳	オーショージ(大清水)	横瓶, 提瓶, ハソウ, 杯, 直刀, 朱埴	古墳	古墳
		滝オーショージ6号墳	オーショージ(大清水)		古墳	古墳
		滝オーショージ7号墳	オーショージ(大清水)		古墳	古墳
		滝テングミズ古墳	テングミズ		古墳	古墳
		滝白尾塚古墳		須恵器	古墳	古墳
19	滝・柴垣海岸遺跡群	滝・柴垣海岸遺跡 A地区		須恵器, 土師器, 製塩土器	製塩	古墳, 古代
		滝・柴垣海岸遺跡 B地区		製塩土器, 土師器	製塩	その他(不詳)
		滝・柴垣海岸遺跡 C地区		製塩土器, 土師器	製塩	その他(不詳)
		滝・柴垣海岸遺跡 D地区		須恵器, 土師器, 製塩土器	製塩	奈良, 平安
		滝・柴垣海岸遺跡 E地区		須恵器, 土師器, 製塩土器	製塩	奈良, 平安
		滝・柴垣海岸遺跡 F地区		須恵器, 土師器, 製塩土器	製塩	奈良, 平安
		滝・柴垣海岸遺跡 G地区		須恵器, 土師器, 製塩土器	製塩	古代
		滝・柴垣海岸遺跡 H地区			散布地	その他(不詳)
		滝・柴垣海岸遺跡 I地区		須恵器, 石鏃	散布地	その他(不詳)
20	柴垣古墳群	柴垣親王塚古墳【県指定】		須恵器	古墳	古墳
		柴垣観音山古墳【県指定】	観音堂	円筒埴輪, 朝顔形埴輪	古墳	古墳
		柴垣円山1号墳【県指定】	マルヤマ	短甲, 直刀, 剣, 刀子	古墳	古墳
		柴垣円山2号墳	マルヤマ	須恵器, 提瓶, 蓋杯, 高杯	古墳	古墳
		柴垣円山3号墳	マルヤマ		古墳	古墳
		柴垣円山4号墳	マルヤマ		古墳	古墳
		柴垣円山5号墳	マルヤマ	須恵器壺, 高杯, 短頸壺, 杯身, 杯蓋, 小型提瓶	古墳	古墳
		柴垣円山6号墳	マルヤマ		古墳	古墳
		柴垣円山7号墳	マルヤマ	石鏃, 弥生土器, 須恵器, 土師器, 製塩土器	古墳	古墳
		柴垣円山8号墳	マルヤマ		古墳	古墳
		柴垣円山9号墳	マルヤマ		古墳	古墳
		柴垣円山10号墳	マルヤマ		古墳	古墳
21	柴垣マツカワ瓦窯跡群		マツカワ	須恵器, 軒丸瓦, 軒平瓦, 丸瓦, 平瓦等	窯跡	古代
22	谷内川大池1号窯跡		谷内川		窯跡	古代
23	谷内川大池製鉄跡		谷内川		製鉄跡	その他(不詳)
24	釜屋遺跡			縄文土器, 須恵器, 土師器, 刀子, 白玉等	散布地、集落	縄文～古墳
25	釜屋倉ノ下遺跡		倉ノ下	須恵器, 土師器, 珠洲焼等	散布地	古代～中世
26	的場農業倉庫前遺跡			弥生土器, 土師器, 須恵器, 陶磁器, 木製品, 石製品, 銭貨	散布地、集落	弥生～近世
27	羽咋古墳群	羽咋御陵山古墳	大塚		古墳	古墳
		羽咋大谷塚古墳			古墳	古墳
		羽咋水犬塚古墳			古墳	古墳
		羽咋宝塚古墳	稲荷山	須恵器短頸壺? (古墳後期), 杯 (平安後期), 珠洲焼壺, 人形の土面	古墳	古墳
		羽咋痛子塚古墳			古墳 (消滅)	古墳
		羽咋姫塚古墳	ヒメヅカ		古墳 (消滅)	古墳
		羽咋剣塚古墳	駅前		古墳 (消滅)	古墳

状に広がり、周知の埋蔵文化財包蔵地としての全体面積は約25haと広大です。このうち、遺跡の中心部にあたる奈良・平安時代の主要な調査成果があった範囲（約5.8ha）が史跡指定地となっています（図2-2、11）。

史跡指定地の範囲をみると、その中央に遺跡の発見の契機となったのと里山海道（旧能登有料道路）が南北に縦貫しています。道路路線の発掘調査により重要な発見があった範囲ですが、現状は道路敷きとして利用されていることから、指定地には含まれておらず、史跡を東西に二分している状況です（図2-2）。また、指定地に東接する国道249号から史跡西部に位置する寺家工業団地にかけて、市道越路野32号線が北東から南西に横断しています。

指定地の周辺をみると、のと里山海道の柳田インターチェンジに近く、国道249号にも接することから、史跡へのアクセスは非常に良好です。このアクセス環境を利用した寺家工業団地が史跡の西側に立地しています。史跡の東部は、なだらかに下降する砂丘地形の裾部が沖積湿地による水田と接しています。この緩傾斜地では、柳田町の猫の目集落が所在します（図2-2）。

（2）指定地の現況

指定地は、寺家町レの部および柳田町六八字の100筆の地籍と道路等により構成され、指定地中央の里道を境界に、北部が寺家町レの部、南部が柳田町六八字となっています（図2-2、表2-2）。

指定地の所有状況は、民有地・県有地・市有地で、民有地が約65%を占めています（図2-3）。その利用状況をみると、民有地では、畑作と宅地・工場・駐車場等の土地利用があり、住宅戸数は5世帯あります。県有地の一部（表2-2のNo.86・87）では、のと里山海道の道路管理のための資材置き場としての利用があります。このほか、のと里山海道と市道が立体交差する道路用地では、高架を支える橋脚が設置されています（表2-2のNo.101）。

つぎに、指定地の登記地目をみると、山林・畑が多くを占め、次いで雑種地・宅地・原野・道路等となっています（図2-4）。なかでも畑は筆数が多く、その多くは現在も耕作が行われており、山林や雑種地の地目でも、畑地として利用されるケースがみられます。

なお、指定地の内部には、史跡指定の同意を得ることができなかった未指定地が2筆あります。今後、所有者の理解と同意を得て追加指定し、一体的な保存と活用をはかることが必要と考えています。

（3）指定地における関連法令等

史跡指定地には、文化財保護法をはじめとする以下の法令等による手続きや制限事項等があり、これに即した保存と管理の方針を定める必要があります。

- （ア）都市計画法による区域区分が定められていない都市計画区域（指定地の全範囲）
- （イ）文化財保護法による土地の現状変更等の行為の制限（第125条：指定地内）
- （ウ）石川景観計画（いしかわ総合景観条例）による特別地域（能登有料道路路線の両側100m）、景観形成重要地域（能登有料道路路線の両側2km）

※（ア）では、開発行為を行う場合に開発許可申請、建築物等を建築する場合に建築確認申請の手続きが必要。

（イ）（ウ）については、第4章で詳述。

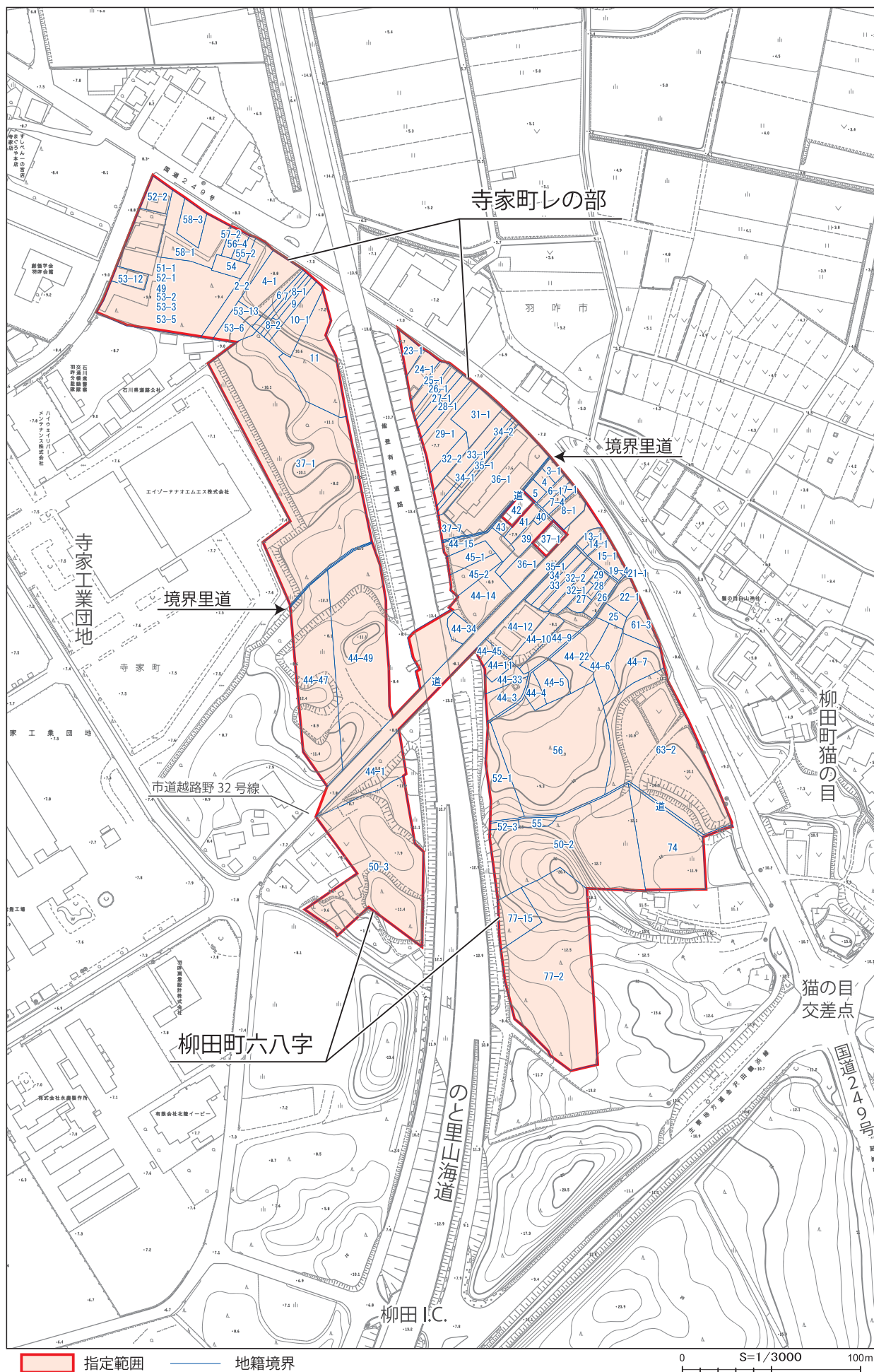


図 2-2 指定範囲の地籍

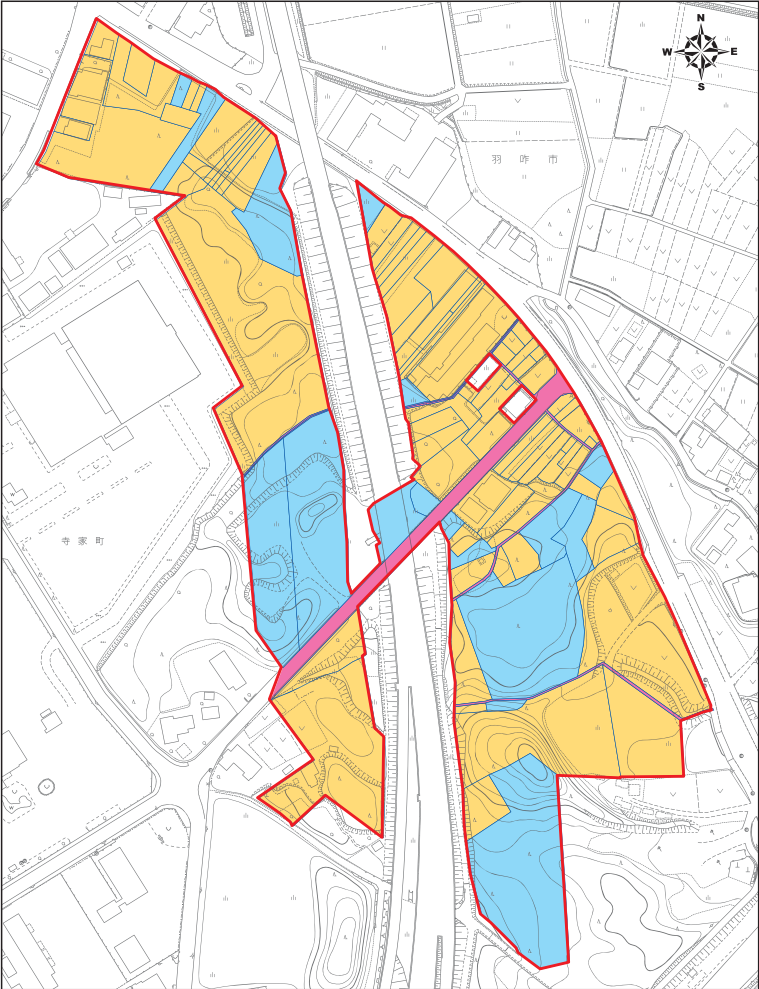


図2-3 所有者別表示

地目	面積	所有者数 / 筆数
民有地	37,620.02 m ²	80名/83筆
県有地	18,467.78 m ²	県知事/ 17筆+道路用地
市有地	2,119.90 m ²	羽咋市長/ 市道・里道
合 計	58,207.70 m ²	100 筆等

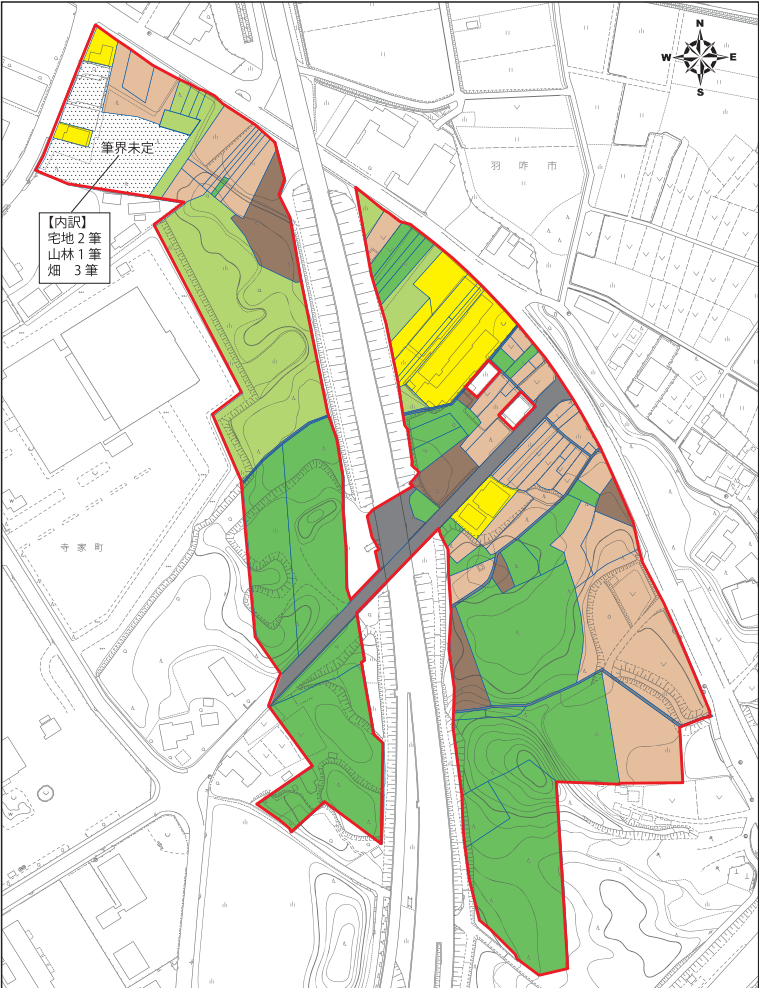


図2-4 登録地目別表示

地目	面積	筆数
山林	24,871.00 m ²	27
畑	15,073.17 m ²	46
雑種地	8,165.00 m ²	9
宅地	4,436.85 m ²	12
原野	2,904.00 m ²	6
道路等	2,757.68 m ²	—
合 計	58,207.70 m ²	100 筆等

表2-2 指定地地籍一覧

No.	地 番	面積 (㎡)	地目	所有	No.	地 番	面積 (㎡)	地目	所有
1	寺家町 レ 2 番 2	443.00	雑種地	県有地	51	柳田町 六八 15 番 1	214.00	畑	民有地
2	寺家町 レ 4 番 1	611.00	畑	民有地	52	柳田町 六八 19 番 4	23.00	畑	民有地
3	寺家町 レ 6 番	119.00	畑	民有地	53	柳田町 六八 21 番 1	3.17	畑	民有地
4	寺家町 レ 7 番	95.00	畑	民有地	54	柳田町 六八 22 番 1	237.00	畑	県有地
5	寺家町 レ 8 番 1	76.00	畑	民有地	55	柳田町 六八 25 番	127.00	山林	民有地
6	寺家町 レ 8 番 2	32.00	山林	民有地	56	柳田町 六八 26 番	152.00	畑	民有地
7	寺家町 レ 9 番	163.00	畑	民有地	57	柳田町 六八 27 番	124.00	畑	民有地
8	寺家町 レ 10 番 1	431.00	畑	民有地	58	柳田町 六八 28 番	69.00	畑	民有地
9	寺家町 レ 11 番	1,213.00	原野	県有地	59	柳田町 六八 29 番	34.00	畑	民有地
10	寺家町 レ 23 番 1	164.00	雑種地	県有地	60	柳田町 六八 32 番 1	193.00	畑	民有地
11	寺家町 レ 24 番 1	236.00	畑	民有地	61	柳田町 六八 32 番 2	175.00	畑	民有地
12	寺家町 レ 25 番 1	171.00	山林	民有地	62	柳田町 六八 33 番	183.00	畑	民有地
13	寺家町 レ 26 番 1	157.00	山林	民有地	63	柳田町 六八 34 番	184.00	畑	民有地
14	寺家町 レ 27 番 1	148.00	山林	民有地	64	柳田町 六八 35 番 1	45.00	畑	民有地
15	寺家町 レ 28 番 1	220.00	山林	民有地	65	柳田町 六八 36 番 1	289.00	畑	民有地
16	寺家町 レ 29 番 1	550.00	雑種地	民有地	66	柳田町 六八 39 番	268.00	畑	民有地
17	寺家町 レ 31 番 1	456.52	宅地	民有地	67	柳田町 六八 40 番	31.00	畑	民有地
18	寺家町 レ 32 番 2	235.13	宅地	民有地	68	柳田町 六八 41 番	157.00	畑	民有地
19	寺家町 レ 33 番 1	446.41	宅地	民有地	69	柳田町 六八 43 番	63.00	原野	民有地
20	寺家町 レ 34 番 1	102.54	宅地	民有地	70	柳田町 六八 44 番 1	714.00	山林	県有地
21	寺家町 レ 34 番 2	57.70	宅地	民有地	71	柳田町 六八 44 番 3	289.00	畑	民有地
22	寺家町 レ 35 番 1	209.76	宅地	民有地	72	柳田町 六八 44 番 4	141.00	原野	民有地
23	寺家町 レ 36 番 1	1,588.49	宅地	民有地	73	柳田町 六八 44 番 5	303.00	山林	民有地
24	寺家町 レ 37 番 1	6,476.00	雑種地	民有地	74	柳田町 六八 44 番 6	500.00	畑	県有地
25	寺家町 レ 37 番 7	124.00	雑種地	県有地	75	柳田町 六八 44 番 7	596.00	畑	民有地
26	寺家町 レ 49 番	247.00	畑	民有地	76	柳田町 六八 44 番 9	418.00	畑	民有地
27	寺家町 レ 51 番 1	222.00	宅地	民有地	77	柳田町 六八 44 番 10	297.00	畑	民有地
28	寺家町 レ 52 番 1	165.39	宅地	民有地	78	柳田町 六八 44 番 11	166.00	畑	民有地
29	寺家町 レ 52 番 2	235.61	宅地	民有地	79	柳田町 六八 44 番 12	552.01	宅地	民有地
30	寺家町 レ 53 番 2	1,104.00	畑	民有地	80	柳田町 六八 44 番 14	609.00	原野	民有地
31	寺家町 レ 53 番 3	100.00	畑	民有地	81	柳田町 六八 44 番 15	310.00	山林	民有地
32	寺家町 レ 53 番 5	99.00	山林	民有地	82	柳田町 六八 44 番 22	601.00	山林	県有地
33	寺家町 レ 53 番 6	239.00	畑	民有地	83	柳田町 六八 44 番 33	164.00	山林	県有地
34	寺家町 レ 53 番 12	165.29	宅地	民有地	84	柳田町 六八 44 番 34	166.00	山林	県有地
35	寺家町 レ 53 番 13	104.00	畑	民有地	85	柳田町 六八 44 番 45	102.00	山林	県有地
36	寺家町 レ 54 番	172.00	雑種地	民有地	86	柳田町 六八 44 番 47	2,289.00	山林	県有地
37	寺家町 レ 55 番 2	58.00	雑種地	民有地	87	柳田町 六八 44 番 49	3,198.00	山林	県有地
38	寺家町 レ 56 番 4	73.00	雑種地	民有地	88	柳田町 六八 45 番 1	245.00	山林	民有地
39	寺家町 レ 57 番 2	105.00	雑種地	県有地	89	柳田町 六八 45 番 2	295.00	山林	民有地
40	寺家町 レ 58 番 1	778.00	畑	民有地	90	柳田町 六八 50 番 2	3,335.00	山林	民有地
41	寺家町 レ 58 番 3	282.00	畑	民有地	91	柳田町 六八 50 番 3	3,615.00	山林	民有地
42	柳田町 六八 3 番 1	84.00	畑	民有地	92	柳田町 六八 52 番 1	615.00	原野	民有地
43	柳田町 六八 4 番	81.00	畑	民有地	93	柳田町 六八 52 番 3	69.00	山林	民有地
44	柳田町 六八 5 番	83.00	山林	民有地	94	柳田町 六八 55 番	98.00	山林	県有地
45	柳田町 六八 6 番 1	103.00	山林	民有地	95	柳田町 六八 56 番	3,578.00	山林	県有地
46	柳田町 六八 7 番 1	45.00	畑	民有地	96	柳田町 六八 61 番 3	263.00	原野	民有地
47	柳田町 六八 7 番 4	73.00	畑	民有地	97	柳田町 六八 63 番 2	3,581.00	畑	民有地
48	柳田町 六八 8 番 1	226.00	畑	民有地	98	柳田町 六八 74 番	1,600.00	畑	民有地
49	柳田町 六八 13 番 1	83.00	畑	民有地	99	柳田町 六八 77 番 2	4,134.00	山林	県有地
50	柳田町 六八 14 番 1	68.00	畑	民有地	100	柳田町 六八 77 番 15	515.00	山林	民有地

道路等

No.	地 番	面積 (㎡)	地目	所有
101	柳田町六八44番14、44番34、44番49に挟まれ、市道越路野32号線に北接する道路敷きのうちの実測637.78㎡	637.78	道路敷	県有地
102	寺家町レ37番1に南接する里道	37.62	里道	市有地
103	寺家町レ36番1と37番7に南接する里道	45.06	里道	市有地
104	柳田町六八44番47と44番49に北接する里道	31.23	里道	市有地
105	柳田町六八3番1、4番、5番、42番、43番、44番15に北接する里道	51.65	里道	市有地
106	柳田町六八8番1と37番1に挟まれ、同5番と42番に挟まれるまでの里道	34.63	里道	市有地
107	柳田町六八44番1と44番47に挟まれ、国道249に西接するまでの道路敷	1,591.96	道路敷	市有地
108	柳田町六八19番4と26番に挟まれ、同13番1と35番1に挟まれるまでの里道	31.28	里道	市有地
109	柳田町六八44番3と52番1に挟まれ、同15番1と21番1に挟まれるまでの里道	129.55	里道	市有地
109	柳田町六八52番1と52番3に挟まれ、同63番2と73番1に挟まれるまでの里道	166.92	里道	市有地

合計 58,207.70 ㎡